

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」のご利用を

● インターネットで簡単に申告書の作成ができます

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で、所得税、贈与税及び個人事業者の消費税(地方消費税を含む。)の申告書などを簡単に作成することができます。

作成した申告書はインターネットを利用して、直接電子申告するかA4サイズの普通紙に出力し、添付書類とともに申告書を税務署へ提出してください。

是非、チャレンジしてみませんか？ アクセスは <http://www.nta.go.jp>

操作は簡単！！ 今すぐチャレンジしてみよう！

● イータックスを使えば、こんなことが大変便利

1 HPからカンタン申告

国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」から直接電子申告できます。

2 最高5,000円の税額控除

本人の電子署名及び電子証明書を付して所得税の確定申告をe-Taxで行うと、最高5,000円の所得税の税額控除を受けることができるようになりました。

(平成19年分又は平成20年分のいずれか1回)

3 添付書類が提出不要

所得税の確定申告をe-Taxで行う場合、医療費の領収書や源泉徴収票等は、提出に代えて、記載内容を入力して送信できるようになりました。

(確定申告期限から3年間、添付書類の提出又は提示を求められることがあります。)

4 還付金がスピーディー

e-Taxで申告された還付申告は早期処理しています。(3週間程度に短縮)

● e-Tax確定申告期の24時間受付

1月28日(月)9時から、所得税の確定申告期限の3月17日(月)までは、24時間e-Taxのご利用が可能です。

なお、3月18日(火)の0時を過ぎて受信した平成19年分の所得税確定申告のデータは、確定申告期限後に提出されたものとなりますのでご注意ください。

国税のコンビニ納付の開始

● 1月21日(月)から全国の国税局・税務署で新たに国税のコンビニ納付が開始されます。

1 コンビニ納付の対象

コンビニ納付を行うためには、バーコード付納付書が必要であり、納付金額が30万円以下のみに限られています。

2 利用可能なコンビニエンスストア

国税のコンビニ納付は次のコンビニエンスストアで利用できます。

サークルK、サンクス、スリーエフ、セブン-イレブン、デイリーヤマザキ、ファミリーマート、HOT SPAR、ポプラ、ヤマザキデイリーストア、ローソン

<問い合わせ> 伊野税務署 ☎ 893-1121